

証券コード 2899

2024年9月10日

株 主 各 位

東京都港区西新橋二丁目36番1号

株式会社 永谷園ホールディングス

取締役社長 永 谷 泰次郎

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2024年10月1日を効力発生日として、当社株式2,084,998株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、本件は、株式併合に伴い、所要の変更を行ったものであります。

株式併合及び単元株式数の定め の 廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2024年10月1日をもって、当社株式2,084,998株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は原則必要ございません。

1. 1株に満たない端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てエムキャップ十二号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2024年9月30日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が当社株式について実施した公開買付けにおける公開買付価格と同額である3,100円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様には交付されることとなるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株式相当分の処分代金は、2025年1月下旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

2024年9月26日（予定）	当社株式の売買最終日
2024年9月27日（予定）	当社株式の上場廃止日
2024年10月1日（予定）	本株式併合の効力発生日
2025年1月下旬（予定）	端数株式相当分の処分代金の交付開始

以 上